

## 記載例

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量・回収量等に関する報告書

令和3年4月10日

栃木県知事 福田 富一 様

## ※注意※

令和2年度(2020年4月1日～2021年3月31日)に行ったフロン類の充填・回収について、フロン類の種類ごとに記載します。

充填・回収の実績が無い場合でも、充填量及び回収量等が「0(ゼロ)」であることを報告します。

(郵便番号) 〒 320-8501

住 所 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 栃木県

代表取締役 栃木 太郎

電話番号 028-623-3188

登録番号 栃木県第1-9999 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 【記入にあたっての注意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 年度における充填量及び回収量を報告することとし、原則として、以下の数式となるようにすること。

CFC	② + ③ = ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧
HCFC	⑩ + ⑪ = ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯
HFC	⑱ + ⑲ = ⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔

- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

必ず記入してください。

## 【担当者】

記載内容についてお問い合わせさせていただくことがありますので、ご記入ください。

所属	総務課		
氏名	栃木 花子	日中連絡のとれる電話番号	028-623-3188

登録番号をご記入ください。

登録番号 栃木県第 1 -

9999

号

CFC (R11、R12、R113等)	(1) エアコンデ ィショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	1 台	2 台	3 台	4 台	4 台	6 台
①充填した量	1 kg	1.5 kg	2 kg	2.5 kg	3 kg	4 kg
	(1) エアコンデ ィショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等		
CFCを種特						
②回						
③年						
④第						
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量						
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類						
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量						
⑧年度末に保管していた量						kg

**【設置】**

新たに機器を設置したときに充填した量と台数を記入します。

**【設置以外】**

機器を整備した時に充填した量と台数を記入します。

**【合計】**

それぞれの合計値を記載します。合計値に誤りがある場合が多くありますので、ご注意ください。  
web様式であれば、自動計算されます。

HCFC (R22等)	(1) エアコンデ ィショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを回収した第一種特定製品の台数						
⑨回収した量						
	(1) エアコンデ ィショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	2 台	3 台	10 台	3 台	12 台	6 台
⑩回収した量	10 kg	12 kg	52.5 kg	12 kg	62.5 kg	24 kg
⑪年度当初に保管していた量					10 kg	15 kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					20 kg	0 kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					30 kg	39 kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					15 kg	0 kg
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					5 kg	0 kg
⑯年度末に保管していた量					2.5 kg	0 kg

**【整備】**

機器を整備したときに回収した量と台数を記入します。

**【廃棄等】**

廃棄する機器から回収した量と台数を記入します。

HFC (R407c、R410a等)	(1) エアコンデ ィショナー		(2)	(3) 合計	
	設置	設置以外		設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数		1 台			
⑰充填した量		0 kg			
	(1) エアコンデ ィショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計	
	整備	廃		整備	廃
HFCを回収した第一種特定製品の台数	1 台				
⑱回収した量	0 kg				
⑲年度当初に保管していた量					
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg
㉔年度末に保管していた量					kg

⑩⑪の合計と⑫～⑯の合計は一致します。一致していない場合が多くありますので、ご注意ください。  
web様式にはチェック機能がついています。

整備時にフロン類を回収し、そのまま元の機器に充填した場合、台数は記載しますが、その分の充填量及び回収量は0(ゼロ)となります。

(例)エアコンを1台整備した際に10kgのフロンを回収し、整備後に10kgのフロンを充填した場合、充填及び回収の台数を1台、充填量及び回収量は0kgと記載します。

法改正に伴い、追加されました。

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンデ ィショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
	5	台	3	台	8	台